

第4章 海外のコロナ禍における状況の情報収集

4-1 調査の背景・目的

令和2年中には各国において、都市ごとにロックダウン等といった感染防止対策が取られたため、市民の行動変容が起こったと考えられる。そのため、IRTADのデータベースにおける人口10万人当たりの交通事故死者数が比較的少ない国10カ国（日本を除く）の中から、代表的な5都市程度について、以下の項目に関して文献調査を行う。

1. ロックダウン等外出自粛を促すような取組の概要及び取組の実効性
2. 1.の取組による市民の行動変容の効果
3. 1.の取組があった際の交通事故状況及び各当局による結果の評価

4-2 調査対象国

ロックダウン（都市封鎖）には明確な定義が存在しないが、ここでは「一般市民に対して、罰則付きの外出禁止令が出される状態」として検討する。

IRTADのデータベースにおける人口10万人当たりの交通事故死者数が比較的少ない国10カ国（日本を除く）のうち、罰則付きの外出禁止令の有無は図表4-1のとおりである。このうち、最も人口の多い都市を調査対象とする。

本調査では、ロンドン、ダブリン、ルクセンブルク、ベルリン、マドリードの5都市を調査対象とする。

図表4-1 調査対象国・都市

順位	国名	最も人口の多い都市	罰則付きの 外出禁止令の有無
1	アイスランド	レイキャヴィーク	無
2	ノルウェー	オスロ	無
3	スウェーデン	ストックホルム	無
4	スイス	チューリッヒ	無
5	英国	ロンドン	有
6	アイルランド	ダブリン	有
7	デンマーク	コペンハーゲン	無
8	日本	東京	無
9	ルクセンブルク	ルクセンブルク	有
10	ドイツ	ベルリン	有
11	スペイン	マドリード	有

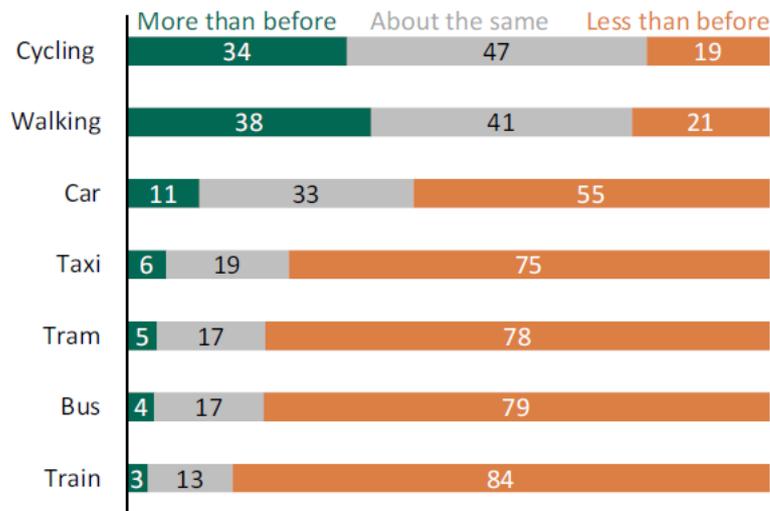
4-3 調査結果

(1) ロンドン（英国）

ロンドンでは英国政府による法規制に基づき行動制限が行われた。2020年3月23日に外出制限を伴う第一次ロックダウンとなり、5月10日に外出制限は解除された（店舗が再開したのは6月15日）。11月5日からロンドンを含むイングランド地方において第二次ロックダウンとなり、12月2日には出口戦略に基づきロックダウンが解除されたが、ロンドンは感染が制御できず、12月21日から出口戦略で定めた警戒レベルを超える Tier 4 レベルとなり、再び実質的なロックダウンに入った。その後2021年1月6日から英国全土で第三次ロックダウンが実施され、3月8日に解除された。なお、規制は英国全土を対象とする規制に加え、スコットランド、ウェールズ、及び北アイルランドについては別途独自に規制が定められている場合がある。

項目	調査結果																		
規制の概要	「別表1 ロンドン規制概要」参照																		
市民の行動変容 (英国全土)	<p data-bbox="279 900 359 929">〔人出〕</p> <p data-bbox="279 936 1412 996">連邦交通省が実施した全国移動調査（National Travel Attitude Study、NTAS）によると、コロナウイルス発生時の移動行動は図表 4-2 のとおり。</p> <p data-bbox="603 1034 1098 1064" style="text-align: center;">図表 4-2 現在の移動行動（英国全土）</p>  <table border="1" data-bbox="287 1086 1332 1467"> <caption>図表 4-2 現在の移動行動（英国全土）</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>制限解除まで外出しない</th> <th>制限解除後1-2週間外出しない</th> <th>必要不可欠な移動/運動のみ</th> <th>通勤/通常通り外出</th> <th>通常通り外出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-7月</td> <td>12%</td> <td>4%</td> <td>65%</td> <td>14%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>7-9月</td> <td>7%</td> <td>4%</td> <td>58%</td> <td>19%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="545 1489 1165 1518" style="text-align: center;">〔出典〕 National Travel Attitude Study : Wave 4 (Final)</p> <p data-bbox="279 1556 1428 1653">第1サンプル(2020年5月～7月)の回答者の65%が「必要不可欠な移動と運動のためにのみ外出する」と回答。「1～2週間は全く外出しない」(4%)、「制限が解除されるまで外出しない」(12%)と回答した者もいた。一方、「通勤する」は14%、「通常通り外出する」は4%であった。</p> <p data-bbox="279 1659 1428 1756">第2サンプル(2020年8月～9月)では、全体的に移動の割合が高くなり、58%が「必要不可欠な移動と運動のためにのみ外出する」と回答。「1～2週間は全く外出しない」は4%、「制限が解除されるまで外出しない」は7%であった。一方、「通勤する」は19%、「通常通り外出する」は11%と増加した。</p> <p data-bbox="279 1794 391 1823">〔交通量〕</p> <p data-bbox="279 1830 1428 1890">連邦交通省が実施した全国移動調査(National Travel Attitude Study、NTAS)によると、交通量については図表 4-3 のとおり。</p> <p data-bbox="279 1897 1428 1993">「コロナ渦以前よりも増加」の割合が高いのは自転車(34%)、徒歩(38%)であった。一方、「コロナ渦以前よりも減少」の割合が高いのは、自動車(55%)、タクシー(75%)、トラム(78%)、バス(79%)、電車(84%)であった。</p>	期間	制限解除まで外出しない	制限解除後1-2週間外出しない	必要不可欠な移動/運動のみ	通勤/通常通り外出	通常通り外出	5-7月	12%	4%	65%	14%	4%	7-9月	7%	4%	58%	19%	11%
期間	制限解除まで外出しない	制限解除後1-2週間外出しない	必要不可欠な移動/運動のみ	通勤/通常通り外出	通常通り外出														
5-7月	12%	4%	65%	14%	4%														
7-9月	7%	4%	58%	19%	11%														

図表 4-3 移動手段別の利用頻度（コロナ禍以前との比較）（英国全土）



【出典】 National Travel Attitude Study : Wave 4 (Final)

【死者数】

125 人(2019 年) 96 人(2020 年)

図表 4-4 状態別 2020 年死者数（2005-09 年の平均及び 2019 年比）（ロンドン）

Table 2 Fatalities during 2020 compared with the 2005-09 average and 2019.

Casualty severity	User group	Casualty numbers			Percentage change in 2020 over	
		2005-2009		2020	2019	2005-2009 average
		average	2019			
Fatal	Bus or coach occupants	2.4	2	2	0%	-17%
	Car occupants	49.4	17	11	-35%	-78% *
	Motorcyclists	43.4	31	31	0%	-29%
	Pedal cyclists	16.6	5	6	20%	-64% *
	Pedestrians	96.0	68	45	-34% *	-53% *
	Other vehicle occupants	3.2	2	1	-50%	-69%
	Total	211.0	125	96	-23% *	-55% *
Children (under 16yrs)	11.6	5	3	-40%	-74% *	

Source: STATS19.

Note: Figures in grey and italic are back estimated for the number of serious, slight and all casualties in the 2005-09 baseline.

Asterisks (*) indicate where changes are significant at the 95 per cent confidence level, applying the Poisson probability distribution.

The number and severity of child casualties are a subset of the total number of reported fatal, serious, slight and all casualties in London.

【出典】ロンドン交通局「GLA における死傷者数」

交通事
故状況
の変化
(GLA)

【重傷者数】

重傷は骨折、脳震盪、内傷、圧迫、熱傷（摩擦熱傷を除く）、重度の切り傷、治療を必要とする重度の全身性ショック、事故後 30 日以上経過してから死亡した傷害を指す。

3,780 人(2019 年) 2,974 人(2020 年)

図表 4-5 状態別 2020 年重傷者数 (2005-09 年の平均及び 2019 年比)(ロンドン)

Table 3 Serious injuries during 2020 compared with the 2005-09 average and 2019.

Casualty severity	User group	Casualty numbers			Percentage change in 2020 over	
		2005-2009			2005-2009	
		average	2019	2020	2019	average
Serious	Bus or coach occupants	275	89	44	-51% *	-84% *
	Car occupants	1,724	557	405	-27% *	-77% *
	Motorcyclists	1,353	988	737	-25% *	-46% *
	Pedal cyclists	641	773	862	12% *	34% *
	Pedestrians	2,004	1,282	823	-36% *	-59% *
	Other vehicle occupants	194	91	103	13%	-47% *
	Total	6,192	3,780	2,974	-21% *	-52% *
Children (under 16yrs)	608	206	153	-26% *	-75% *	

Source: STATS19.

Note: Figures in grey and italic are back estimated for the number of serious, slight and all casualties in the 2005-09 baseline. Asterisks (*) indicate where changes are significant at the 95 per cent confidence level, applying the Poisson probability distribution.

【出典】ロンドン交通局「GLAにおける死傷者数」

【死傷者数】

30,007 人(2019 年) 24,345 人(2020 年)

図表 4-6 状態別 2020 年死傷者数 (2005-09 年の平均及び 2019 年比)(ロンドン)

Table 5 Total casualties during 2020 compared with the 2005-09 average and 2019.

Casualty severity	User group	Casualty numbers			Percentage change in 2020 over	
		2005-2009			2005-2009	
		average	2019	2020	2019	average
All	Bus or coach occupants	1,711	1,174	645	-45% *	-62% *
	Car occupants	14,617	11,457	8,852	-23% *	-39% *
	Motorcyclists	4,989	5,391	5,012	-7% *	0%
	Pedal cyclists	3,410	4,634	4,789	3%	40% *
	Pedestrians	5,877	5,662	3,677	-35% *	-37% *
	Other vehicle occupants	1,215	1,689	1,370	-19% *	13% *
	Total	31,819	30,007	24,345	-19% *	-23% *
Children (under 16yrs)	2,413	1,841	1,229	-33% *	-49% *	

Source: STATS19.

Note: Figures in grey and italic are back estimated for the number of serious, slight and all casualties in the 2005-09 baseline.

Asterisks (*) indicate where changes are significant at the 95 per cent confidence level, applying the Poisson probability distribution.

The number and severity of child casualties are a subset of the total number of reported fatal, serious, slight and all casualties in London.

【出典】ロンドン交通局「GLAにおける死傷者数」

【交通違反】

N/A

【交通事故死者数(英国全土)】

1,752 人(2019 年) 1460 人(2020 年)

図表 4-7 状態別 2020 年死者数 (2010 年及び 2019 年比)(英国全土)

Table 2: Reported fatalities by road user type in Great Britain in 2020 compared with 2019 and 2010. (RAS30001)

Road user type	2020	Percentage change from 2019	Percentage change from 2010
Bus & Coach Occupant	4	-71	-56
Car Occupant	618	-16	-26
Goods Vehicle Occupant	54	-18	-13
Motor Cyclist	285	-15	-29
Other Vehicle Occupant	12	-60	-52
Pedal Cyclist	141	41	27
Pedestrian	346	-26	-15

出典「Reported road casualties Great Britain, annual report: 2020」

[交通事故負傷者数(英国全土)]
153,158 人(2019 年) 115,584(2020 年)

図表 4-8 状態別 2020 年死傷者数 (2010 年及び 2019 年比)(英国全土)

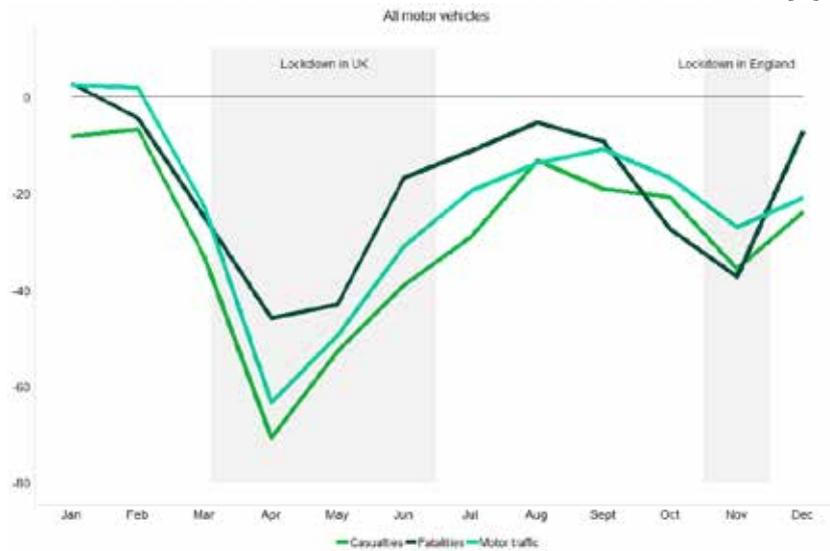
Table 3: Reported road casualties by road user type in Great Britain in 2020 compared with 2019 and 2010. (RAS30001)

Road user type	2020	Percentage change from 2019	Percentage change from 2010
Bus & Coach Occupant	1,506	-51	-76
Car Occupant	64,255	-28	-52
Goods Vehicle Occupant	4,154	-17	-32
Motor Cyclist	13,604	-16	-27
Other Vehicle Occupant	1,021	16	-26
Pedal Cyclist	16,294	-3	-5
Pedestrian	14,750	-32	-43

出典「Reported road casualties Great Britain, annual report: 2020」

交通当局等の評価	<p>英国政府による影響調査(The impact of lockdown on reported road casualties Great Britain, final results: 2020)によると、コロナ禍の影響として下記の点が観察された。</p> <p>(1) 英国全土の交通事故死者数・死傷者数 英国全土における道路交通事故死傷者数を確認したところ、2020 年 4 月の月別減少率は 2017 年から 2019 年までの 3 ヶ年平均と比較してマイナス 68%と最も大きく、ロックダウン期間における自動車交通量の減少(63%)と同様の傾向を示している。ただし、自転車乗用中の死者数は、他の状態別死者数は減少しているにも関わらず、増加しており異なる傾向を示した。</p>
----------	--

図表 4-9 交通事故による死傷者数、死者数及び自動車交通量の変化率
(2017-19年の3カ年平均を基準とした2020年の死傷者数等の比較値)(英国全土)

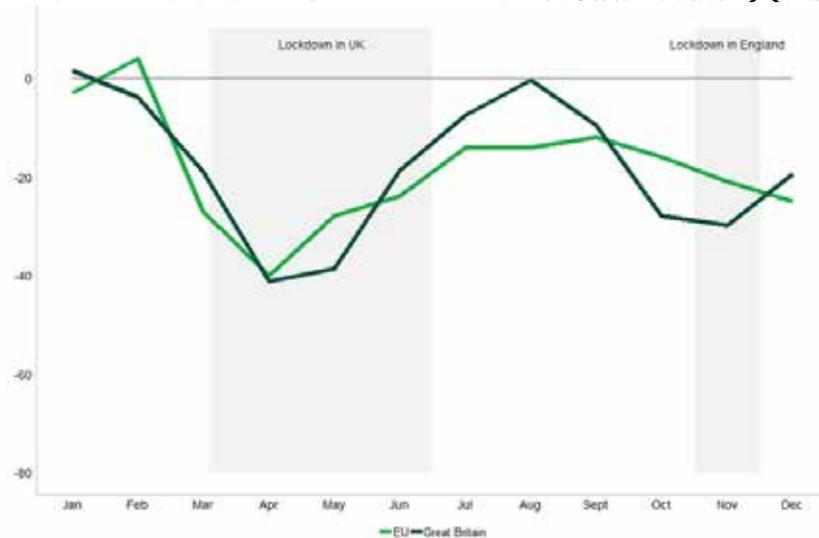


【出典】 The impact of lockdown on reported road casualties Great Britain, final results: 2020

(2)英国とEUの比較

2020年の交通事故死者数は2019年比マイナス17%となったが、これはEU平均と同様の傾向であった。

図表 4-10 英国及びEUの死者数の変化率
(2017-19年の3カ年平均を基準とした2020年の死者数の比較値)(英国全土)

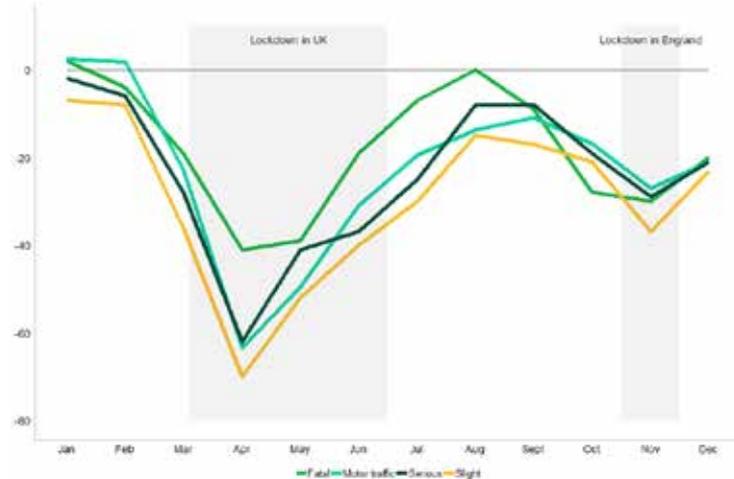


【出典】 The impact of lockdown on reported road casualties Great Britain, final results: 2020

(3)怪我の程度別の比較

年間を通じ、死者数の減少率(17%)は負傷者数の減少率(25%)よりも小さかった。ロックダウンが行われた月は軽傷者の報告が少なく、これが軽傷者の減少幅の大きさにつながったと考えられる。全体の死傷者数は、死亡者数と同様の傾向を示した。最も減少したのはロックダウンが始まった4月で、2017-19年の3カ年平均と比較し、死傷者数は68%、死亡者数は41%減少した。第二次ロックダウン期間中の減少幅は第一次ロックダウン時よりも小さく、死傷者は2017-19年の3カ年平均と比較して35%減少した。

図表 4-11 交通事故死者数、重傷者数、軽傷者数及び交通量の変化率
(2017-19年の3カ年平均を基準とした2020年の死者数等の比較値)(英国全土)

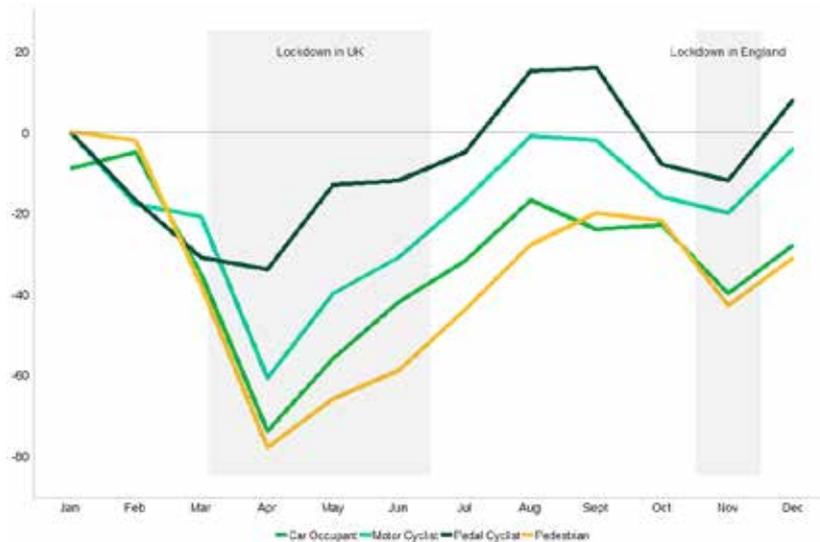


【出典】 The impact of lockdown on reported road casualties Great Britain, final results: 2020

(4)状態別死者数の比較

状態別の死傷者数は、道路利用形態と怪我の程度によって異なる傾向がみられた。まず、歩行者と自動車乗用中の死傷者数は、すべての怪我の程度において他の道路利用形態に比べて減少率が大きくなった。ただし、歩行者における減少幅は怪我の程度によって異なり、重傷者は1%、軽傷者は10%減少した一方で、死者数は41%増加した。バス乗員の死傷者数は大幅に減少しており、2020年12月までの1年間でローカルバスの移動が50%減少することと関連していると考えられる。

図表 4-12 状態別交通事故死傷者数の変化率
(2017-19年の3カ年平均を基準とした2020年の状態別死傷者数の比較値)(英国全土)



【出典】 The impact of lockdown on reported road casualties Great Britain, final results: 2020

図表 4-13 状態別交通事故重傷者数の変化率
(2017-19年の3ヵ年平均を基準とした2020年の状態別重傷者数の比較値)(英国全土)

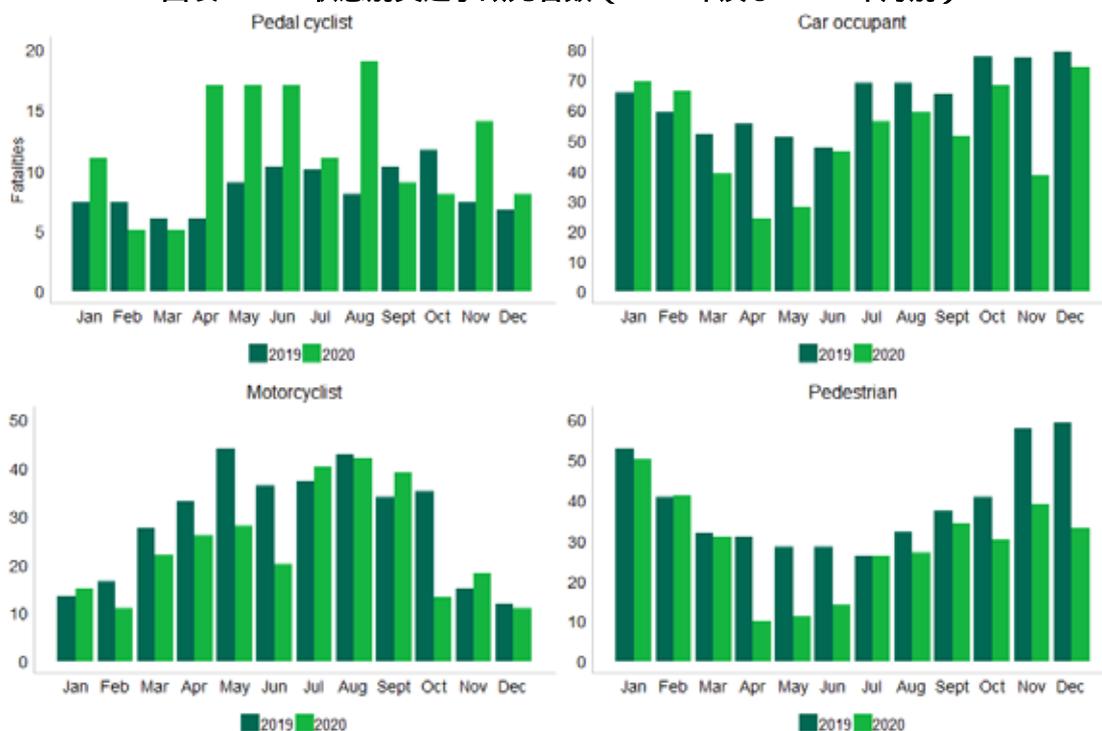
Road user type	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sept	Oct	Nov	Dec
Bus & Coach Occupant	-22	-25	-54	-88	-84	-80	-65	-68	-38	-63	-63	-50
Car Occupant	-9	-5	-35	-74	-56	-42	-32	-17	-24	-23	-40	-28
Goods Vehicle Occupant	-3	-6	-30	-58	-41	-22	-20	-11	-8	-12	-18	-14
Motor Cyclist	0	-18	-21	-61	-40	-31	-17	-1	-2	-16	-20	-4
Other Vehicle Occupant	-18	-20	-33	-44	-37	-21	-19	69	60	49	17	60
Pedal Cyclist	0	-17	-31	-34	-13	-12	-5	15	16	-8	-12	8
Pedestrian	0	-2	-38	-78	-66	-59	-44	-28	-20	-22	-43	-31

【出典】 The impact of lockdown on reported road casualties Great Britain, final results: 2020

(5)状態別死者数の比較

状態別死者数は、ロックダウン後の最初の1ヶ月間は自動車交通量が減少したため、ほとんどの状態別において2017-19年の3ヵ年平均比で減少した。ただし自転車の死者数は他の状態別とは異なる傾向を示し、同じ月の死者数が増加した。

図表 4-14 状態別交通事故死者数(2020年及び2019年月別)



【出典】 The impact of lockdown on reported road casualties Great Britain, final results: 2020

項目	調査結果
	<p>ロンドン交通局 (Transport for London) 「GLA における死傷者数」 https://content.tfl.gov.uk/casualties-in-greater-london-2019.pdf https://content.tfl.gov.uk/casualties-in-greater-london-2020.pdf 連邦統計局 Transport use during the coronavirus (COVID-19) pandemic https://www.gov.uk/government/statistics/transport-use-during-the-coronavirus-covid-19-pandemic National Travel Attitude Study : Wave 4 (Final) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/956170/national-travel-attitudes-study-wave-4-final.pdf Reported road casualties Great Britain, annual report:2020 https://www.gov.uk/government/statistics/reported-road-casualties-great-britain-annual-report-2020/reported-road-casualties-great-britain-annual-report-2020 Reported road casualties Great Britain, annual report:2019 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/922717/reported-road-casualties-annual-report-2019.pdf</p>

別表1 ロンドン規制概要 規制のうち主にモビリティに関わる主要なものを抜粋

規制内容	規制の概要			
	2020年3月20日～	2020年5月13日～ (出口戦略ステップ1)	2020年6月1日～ (出口戦略ステップ2)	2020年7月4日～ (出口戦略ステップ3)
国境を超える移動・旅行	禁止	限られた例外対象国(旧英国領)以外は到着時に政府が指定する宿泊施設における14日間の隔離を義務付け。入国者の連絡先を追跡。	同左	7月10日以降感染者の少ない国からの渡航者に自主隔離を免除する「旅行回廊(travel corridor)」制度を導入
外出制限	ステイホーム要請、食料の買い出し及び病院以外の外出を避けるよう要請(後追いで立法し法的義務化)	制限の緩和のためのロードマップ発表。5月13日～ステップ1、引き続き外出を避けるよう要請。外出する際には公共交通機関を使用しないよう要請。	ステップ2... 6月25日より「バブル」内であれば緩和。ソーシャルディスタンスは2m(6ft)を維持。	(戦略に記載なし)
集会・イベント	禁止。	ステップ1... マスクの義務化。他世帯に属する人1名との屋外での面会の許可。	(戦略に記載なし)	(戦略に記載なし)
企業活動・職場	原則テレワーク要請。	ステップ1... 原則テレワークの継続。オフィスを再開してよい業種は食品製造業、建設業、製造業、ロジスティクス、配送業、科学研究ラボ。	(戦略に記載なし)	(戦略に記載なし)
娯楽施設	3月20日(金)営業終了時よりエンターテインメント(映画館、カジノ等)、ホスピタリティ及び屋内の施設の閉鎖。	ステップ1... 引き続き閉鎖。	ステップ2... 引き続き閉鎖。	(戦略に記載なし)
飲食店	3月20日(金)営業終了時よりパブ、バー、レストランを含む飲食店は全て閉鎖。ただしテイクアウトは可。	ステップ1... 引き続き閉鎖、テイクアウトのみ。	ステップ2... 6月15日～コロナ禍の安全ガイドラインを導入の上再開	(戦略に記載なし)
商業施設	全て閉鎖。	ステップ1... 引き続き閉鎖。	ステップ2... 6月15日より衛生計画を導入の上再開(美容院やマッサージ等人の接触を伴う業種は引き続き閉鎖)。	ステップ3... 人との接触を伴うサービスも営業再開。
スポーツ関係	ジムや屋内競技場の閉鎖。	ステップ1... 屋外の非接触スポーツ(テニス等)の再開。公園や屋外施設等接触がある施設は引き続き閉鎖。	プロスポーツについては中継用を前提に無観客で再開することができる。	(戦略に記載なし)
文化関係	美術館、ギャラリー、劇場、コンサートホール等の閉鎖	劇場やコンサートは中継用を前提に無観客で再開することができる。	(戦略に記載なし)	ステップ3... 衛生計画を導入の上再開(ただし十分な公衆衛生措置及びソーシャルディスタンスを維持できない場合は引き続き閉鎖)
病院・介護施設等	臨終の場合を除き家族を含め訪問禁止。	別途「Guidance on care home visiting」に訪問にあたっての許可条件等を定め公表	同左	同左
教育施設・保育施設等	保育園及び全ての学校の閉鎖。ただし、支援が必要な子及び公共生活の維持に不可欠な職業に就いている家庭の子については、緊急預かりを実施。	ステップ1... 引き続き全て閉鎖。ナニー(乳母)など有料託児支援の再開。	ステップ2... 6月1日～学校再開。1年生及び6年生は小さなグループから分散登校を開始する。重要な試験を翌年に控える10年生及び12年生も登校を検討する。その他の学年については状況に応じ検討。	(戦略に記載なし)
罰則措置	上記に違反した場合は罰金初犯£100、上限£3,200	自己隔離違反は初犯£1,000、上限£10,000	同左	同左
根拠法令	Coronavirus Act 2020 Public Health (Control of Disease) Act 1984 The Health Protection (Coronavirus, Restrictions) (Obligations of Undertakings) (England) Regulations 2020 (S.I 2020/1046)	https://www.legislation.gov.uk/coronavirus 参照	同左	同左
出典	https://www.gov.uk/government/news/government-announces-further-measures-on-social-distancing	https://www.gov.uk/government/publications/our-plan-to-rebuild-the-uk-governments-covid-19-recovery-strategy/our-plan-to-rebuild-the-uk-governments-covid-19-recovery-strategy#our-roadmap-to-lift-restrictions-step-by-step	同左	同左

規制内容	規制の概要			
	2020年9月22日～(再規制) ロンドンを含むイングランド地方のみ	2020年11月13日～ (第二次ロックダウン)	2020年12月2日～ (出口戦略の公表)	2020年12月16日～
国境を超える移動・旅行	同左	同左	同左	同左
外出制限	マスク着用義務の拡大。	再ロックダウンに伴う外出制限(合理的な理由がある場合を除き、自宅から離れたり、外出したりしてはいけない)。	ステイホーム終了。感染状況に応じ3段階で制限が適用されるが、ロンドンはTier2となった。 Tier2(High):回数可能な限り減らす。真に必要な場合を除きTier3エリアへの移動は避ける。	ロンドンはTier3に指定変更。 Tier3(Very High):真に必要な場合を除き他地域への移動は避け、回数を減らす。
集会・イベント	集会は原則6人まで。ウェディング参加者は15人まで、葬式は30人まで。	他世帯の1人のみ。	Tier2:屋内で他世帯との社交禁止。屋外で6人まで。結婚式、披露宴等は15人、葬式は30人まで。プロスポーツ等の大規模イベントは可。ただし収容力の50%、または、屋外2,000人/屋内1,000人のいずれか低い方を上限とする。	Tier3:屋内・ほとんどの屋外で他の世帯との社交禁止(介護支援を除く)。公園等の公共の屋外の場に限り6人まで。結婚式等は15人まで。披露宴は禁止。葬式は30人まで。プロスポーツ等の大規模イベントは不可。
企業活動・職場	原則テレワーク要請。	同左	同左	同左
娯楽施設	夜10時以降の営業禁止。衛生計画の導入を義務化。	全て閉鎖。	Tier2:営業可。	Tier3:屋内は閉鎖。
飲食店	ウェ이터がテーブルで注文を取る“テーブルサービス”のみ営業可能(パブ等でカウンターへ行きオーダーするシステムは禁止)。夜10時以降の営業禁止。マスク着用義務の拡大。	全て閉鎖。	Tier2:パブやバーはテーブルサービス以外閉鎖。食事を提供する場合に限りアルコール提供可。午後10時ラストオーダー、午後11時閉店。	Tier3:持ち帰り・デリバリーを除き閉鎖。
商業施設	夜10時以降の営業禁止。マスク着用義務の拡大。衛生計画の導入を義務化。	全て閉鎖。	Tier2:営業可	Tier3:営業可
スポーツ関係	インドアスポーツは6人まで。10月1日よりスポーツ大会禁止。	全て閉鎖。	Tier2:授業や組織的な成人スポーツは屋外で行うこと。屋内では他世帯との交流がある場合は禁止。エリートスポーツ、18歳未満、障害者の活動は継続可。	Tier3:授業や組織的な成人スポーツは屋外で行うこと。ただし、ハイリスクな接触を伴う行動は避ける。屋内でのグループ活動やスポーツは、同じ世帯同士あるいは介護支援を除き禁止。エリートスポーツ、18歳未満、障害者の活動は継続可。
文化関係	衛生計画の導入を義務化。10月1日より展示等禁止。	全て閉鎖。	(戦略に記載なし)	(戦略に記載なし)
病院・介護施設等	同左	同左	同左	同左
教育施設・保育施設等	(記載なし)	保育園及び学校(大学を含む)は前回ロックダウンと異なり閉校される。	(戦略に記載なし)	(戦略に記載なし)
罰則措置	上記に違反する企業は£10,000以下の罰金。 マスク着用義務又は集会の人数制限を守らなかった個人は罰金£200(初犯の場合)。	同左	同左	同左
根拠法令	同左	同左	同左	同左
出典	https://www.gov.uk/government/speeches/pm-commons-statement-on-coronavirus-22-september-2020	https://www.gov.uk/government/speeches/prime-ministers-statement-on-coronavirus-covid-19-5-november-2020	https://www.bbc.com/news/uk-england-london-55087571 https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=102525	https://www.gov.uk/government/news/london-south-essex-and-south-hertfordshire-to-move-to-tier-3-restrictions

規制内容	規制の概要			
	2020年12月21日～ (ロンドン再規制)	2021年1月6日～ (第三次ロックダウン)	2021年3月8日～	2021年3月21日～ (出口戦略ステップ1)
国境を超える移動・旅行	同左	海外渡航又は英国内の旅行は、外出することが法的に認められた理由がある場合に限る。ホテル等の宿泊施設の提供は宿泊客が住居に帰宅が困難な場合、法令で定められた特定の場合を除き不可。 1月18日以降「旅行回廊」制度を中止、10日間の罰則付自主隔離義務を導入。	同左	同左
外出制限	ロンドンはTier4入り、実質的な再ロックダウンに伴う外出制限。	外出制限(合理的な理由がある場合を除き、自宅から離れたり、外出したりしてはいけない)。	同左	ステイホーム解除。
集会・イベント	他世帯の1人のみ。	最大1日1回、他世帯の1人と運動のために会うことができる。社交は禁止。また、自分の街から出てはいけない。 屋内での家族以外の人間との集会は禁止。	屋外の集会は原則6人又は2世帯まで。 屋内での集会は引き続き不可	同左 ただし結婚式・披露宴は上限6人、葬儀は上限30人を条件に許可。
企業活動・職場	同左	仕事のために自宅を離れることができるのは、合理的に在宅で仕事をするのでできない場合(国の重要なインフラ、建設、製造業、公共部門等)に限る。	同左	同左
娯楽施設	全て閉鎖。	全て閉鎖。	同左	同左
飲食店	持ち帰り・デリバリーを除き閉鎖。	デリバリー(夜11時まで)を除き閉鎖。持ち帰り禁止。アルコールの販売禁止。	同左	同左
商業施設	全て閉鎖。	全て閉鎖。ただし、クリック&コレクト(オンライン注文のピックアップ)は可。	同左	同左
スポーツ関係	全て閉鎖。	プロスポーツ以外全て閉鎖。	屋外運動場、屋外プール再開。	同左
文化関係	全て閉鎖。	全て閉鎖。	同左	同左
病院・介護施設等	同左	ケアホームへの訪問は、仕切り等の準備を行った上で行うことができる。屋内での密着型の面会は認められない。	介護施設の入居者は、一定の条件の下で1人の定期的な訪問者が認められる。	同左
教育施設・保育施設等	(記載なし)	全ての学校はリモートへ移行。保育園は閉鎖。ただし、支援が必要な子及び公共生活の維持に不可欠な職業に就いている家庭の子については、緊急預かりを実施。	週2回の抗原検査を条件に学校(大学を含む)の対面授業再開。	同左
罰則措置	同左	外出制限及び上限人数違反は初犯£200、最大£6,400 30人を超える違法な集会に対する罰金£10,000	同左	同左
根拠法令	同左	同左	同左	同左
出典	https://www.gov.uk/government/news/prime-minister-announces-tier-4-stay-at-home-alert-level-in-response-to-new-covid-variant	https://www.gov.uk/government/news/prime-minister-announces-national-lockdown https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=104668	https://www.gov.uk/government/speeches/pm-statement-to-the-house-of-commons-on-roadmap-for-easing-lockdown-restrictions-in-england-22-february-2021 https://www.gov.uk/government/speeches/pm-statement-at-coronavirus-press-conference-8-march-2021	https://www.gov.uk/government/speeches/pm-statement-to-the-house-of-commons-on-roadmap-for-easing-lockdown-restrictions-in-england-22-february-2021 https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-response-spring-2021/covid-19-response-spring-2021

規制内容	規制の概要		
	2021年4月12日～(出口戦略ステップ2)	2021年5月17日～(出口戦略ステップ3)	2021年7月19日～(出口戦略ステップ4)
国境を超える移動・旅行	原則禁止 別荘といった独立型宿泊施設の再開(家族や個人利用のみ)	「グリーンリスト」国への渡航制限の解除(渡航前検査及び帰国前PCR検査義務付け) ホテル等宿泊施設の再開。	隔離措置及びワクチン接種を前提に「レッドリスト」及び「アンバーリスト」国への渡航制限を解除
外出制限	同左	同左	同左
集会・イベント	葬儀は最大30人まで、結婚式や披露宴、通夜等の参加者は15人まで	屋外の集会は30人まで。 屋内での集会は6人又は2世帯まで。結婚式や披露宴、通夜等の参加者も30人までに緩和。	NHS COVID Passの利用を条件に大規模イベントの実施を許可。
企業活動・職場	同左	同左	テレワーク要請解除
娯楽施設	(戦略に記載なし)	(戦略に記載なし)	ナイトクラブを含め営業再開。
飲食店	パブの屋外席及び屋外レストラン再開(テーブルサービス)、営業終了時間の制限は定めなし	室内席の営業再開。	同左
商業施設	営業再開	同左	同左
スポーツ関係	ジム、屋内プール再開(個人のみ)	大規模公演やスポーツイベント再開。(屋内)1000人または収容可能人数の半分のいずれか低い方まで。(屋外)4000人または収容可能人数の半分のいずれか低い方まで。	(戦略に記載なし)
文化関係	動物園、テーマパーク、ドライブインシネマ(車に乗ったまま映画鑑賞)の再開 図書館及びコミュニティセンター再開	美術館、映画館等再開。 大規模公演やスポーツイベント再開。(屋内)1000人または収容可能人数の半分のいずれか低い方まで。(屋外)4000人または収容可能人数の半分のいずれか低い方まで。	人数制限を行ったうえで劇場再開。
病院・介護施設等	(戦略に記載なし)	検査を条件に面会制限を5人まで解除(同時に滞在できるのは2名まで)	(戦略に記載なし)
教育施設・保育施設等	(戦略に記載なし)	高校及び大学におけるマスク着用義務の解除	(戦略に記載なし)
罰則措置	同左	同左	同左
根拠法令	同左	同左	同左
出典	https://www.gov.uk/government/speeches/pm-statement-to-the-house-of-commons-on-roadmap-for-easing-lockdown-restrictions-in-england-22-february-2021 https://www.gov.uk/government/news/further-easing-of-covid-restrictions-confirmed-for-12-april https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-response-spring-2021/covid-19-response-spring-2021#roadmap	https://www.gov.uk/government/news/further-easing-of-covid-restrictions-confirmed-for-17-may https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=107593 https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-response-spring-2021/covid-19-response-spring-2021#roadmap	https://www.gov.uk/government/news/prime-minister-confirms-move-to-step-4 https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-response-spring-2021/covid-19-response-spring-2021#roadmap

(2) ダブリン (アイルランド)

ダブリンではアイルランド政府による法規制に基づき行動制限が行われた。2020年3月13日に学校が閉鎖され、3月27日から外出制限（原則自宅に留まり、外出できる範囲は自宅から2km以内）が行われた。5月18日に再開のためのロードマップ戦略が開始されると共に制限は段階的に緩和され、外出できる距離が徐々に拡大し、6月29日から国内移動の制限が解除された。しかし8月18日から再び制限が強化され、9月19日からダブリン県内在住者は原則として県内に留まることが勧告された。10月21日から原則自宅に留まるパンデミック対応計画レベル5へと再び制限強化。2021年4月12日から出口戦略に基づき制限が緩和され、5月4日に県境を越える移動が再開された。なお、規制はアイルランド全土を対象とする規制に加え、感染の程度に応じて地域を限定した規制が定められている場合がある。

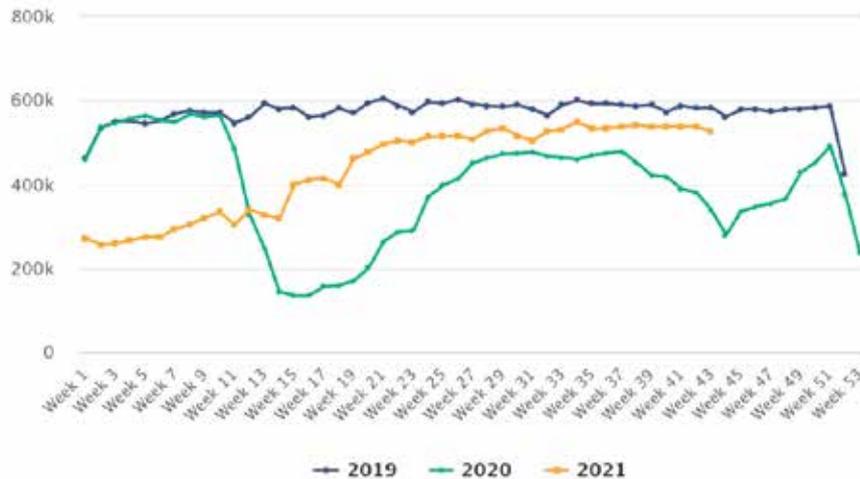
項目	調査結果
規制の概要	「別表2 ダブリン規制概要」参照
市民の行動変容(ダブリン市内)	<p>【人出】 中央統計局が公表した Staying Local Indicator (SLI)、携帯電話の位置情報分析により自宅から10km以内に滞在した人口の割合を指数化した指標によると、COVID-19の第1波では2020年4月15日までの週にSLIがピークに達し、76.7%の人が自宅から10km以内に滞在したと推定される。第2波では、SLIは2020年11月4日までの週にピークを迎え、62.9%の人が10km以内に滞在したと推定される。なおパンデミック以前の1月と2月の平均は56.5%と推定されている。ダブリンは他地域に比べてSLIが高い州であり続けており、他の州に比べて都市化されていることが影響しているものと想定される。</p> <p>図表 4-15 2020年1月1日から2021年3月12日までの地域別 Staying Local Indicator</p> <p>Figure 1.1 Staying Local Indicator 1 January 2020 - 12 March 2021, State and selected counties</p> <p>Source: CSO Ireland</p> <p>【出典】中央統計局「Staying Local Indicator Week Ending 12 March 2021」</p>

【交通量】

2020年 IRTAD 国別レポート(アイルランド)によると、2020年(12月18日まで)のアイルランド全土における平均交通量は2017-19年平均に比べて約25~30%減。ダブリン市における交通量は、Dublin City Covid Mobility Programによると、ロックダウン期間中はコロナ前に比較して30%減。中央統計局(Central Statistics Office)でも同様の結果を示している。

図表 4-16 ダブリン指定地点における週平均車量交通量

Figure 1.1 Average weekly volume of cars at selected Dublin sites



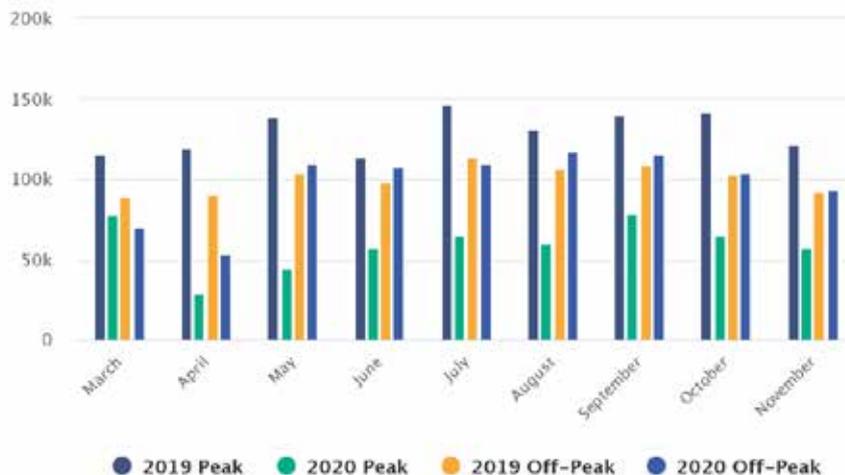
Source: CSO Ireland

【出典】中央統計局「Transport Bulletin」

自転車については、中央統計局によると、2020年4月は前年同月比75.6%減少。徐々に回復しているものの、11月で前年同月比52.6%減と引き続き減少。ただしピーク時とオフピーク時では傾向が異なり、オフピーク時のボリュームは、2019年4月と比較して40.1%の減少となった4月を除き2019年のレベルに近い、またはそれを上回る水準で推移している。

図表 4-17 ダブリン指定地点における月毎自転車交通量(2019年及び2020年比較)

Figure 9 Monthly volume of bicycles at selected Dublin sites



Source: CSO Ireland

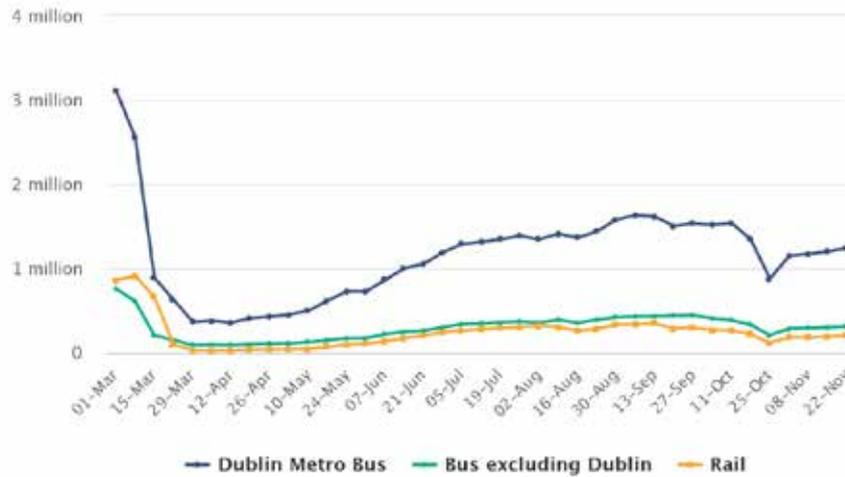
自転車交通量について：ダブリン市では、交通計画や自転車需要の把握のために市内の5カ所でサイクルカウンタを運用しており、両方向に通行する自転車を自動的にカウントし、交通量を交通管制センターに送信している。

【出典】中央統計局「Transport Bulletin 01 march 2020 to 28 November 2020」

公共交通については、Dublin City Covid Mobility Program によると、ロックダウン期間中のダブリンにおけるバス利用はコロナ前に比較して 90%減、鉄道利用は 97%減。また、ロックダウン後もソーシャルディスタンス維持に伴い通常の 2 割程度の利用に留まった。中央統計局によるとダブリンのメトロバスの旅行数はパンデミック前の 300 万強から劇的に減少している。

図表 4-18 週毎公共交通機関での旅行数 (2020 年)

Figure 7 Passenger journeys by public transport per week



Source: CSO Ireland

【出典】中央統計局「Transport Bulletin 01 march 2020 to 28 November 2020」

【死者数】

140 人(2019 年) 147 人(2020 年)

(月別)

	2019 年(人)	2020 年(人)
1 月	14	9
2 月	14	19
3 月	11	18
4 月	9	7
5 月	10	6
6 月	11	12
7 月	8	10
8 月	8	15
9 月	19	18
10 月	10	13
11 月	11	11
12 月	15	8
計	140	146

【出典】アイルランド警察統計

交通事故状況
の変化
(アイル
ランド
全土)

項目	調査結果
----	------

(状態別)

	2019年(人)	2020年(人)
自動車乗車中	82	70
二輪車乗車中	16	17
自転車乗車中	8	10
歩行中	27	32
その他	8	18
不明	0	0
計	141	147

[出典] IRTAD データ

死者数については、アイルランド警察統計と IRTAD データで延べ人数が異なるが、月別データは警察統計しかないため、そのまま掲載した。

【重傷者数】

N/A

【死傷者数】

N/A

【交通違反】

道路交通法 53 条 1 項で規定する危険運転 (Dangerous driving) の件数
5,909 件 (2019 年) 6,490 件 (2020 年)

中央統計局によるコロナによるモビリティへの影響分析は以下のとおり。

- ・ 2020 年の大型貨物車 (HGV) の台数は、ダブリンでは 6 月以降、地域拠点では過去 23 週のうち 21 週にわたって 2019 年の台数を上回った。
- ・ 2020 年の 1 ~ 11 月にアイルランドの道路で発生した死亡事故は、2019 年の同時期と比べて 11 件多い。
- ・ バスおよび鉄道による旅行回数は、パンデミック開始前に比較して 36.8% となった。
- ・ 自動車および大型車の道路交通量がパンデミック以前の水準に回復するペースは、公共交通機関の利用者数の回復ペースを上回っている。

また、ダブリン市はポスト・コロナのモビリティの変化に対応するため、歩行者の安全確保策や自転車レーンの安全性向上等を定めた Dublin City Covid Mobility Program を定め、想定するモビリティの変化を公表している。

図表 4-19 交通手段別キャパシティの変化想定

交通当局の
評価

	2019 Figures	Likely Future Change	Potential Future Figures
All Public Transport	116,287	80% Capacity Reduction	30,000
Car	57,985	Approx. 30% reduction	41,000
Taxi	2,661	Assume 30% reduction	1,900
Walk	24,691	Target 100% increase	50,000
Cycle	13,131	Target 200% increase	39,000
Goods	983	No change	1,000
Motorcycles	1,485	No change	1,485
TOTALS	217,223		164,385

【出典】 Interim Mobility Intervention Programme for Dublin City P5

これによると、公共交通機関のキャパシティは 2019 年対比 80% 減、徒歩交通量は同 100% 増、自転車交通量は同 200% 増を想定している。

項目	調査結果
出典	<p>Impacts of Government COVID-19 Restrictions on National Road Traffic, updated 3rd July 2020 (TII) https://www.tii.ie/news/press-releases/weekly-traffic-summary-report-w-e-03-july/20200703-Impacts-of-COVID-19-Restrictions-on-National-Road-Traffic.pdf IRTAD2020 国別レポート(アイルランド) https://www.itf-oecd.org/sites/default/files/ireland-road-safety.pdf 中央統計局「Staying Local Indicator Week Ending 12 March 2021」 https://www.cso.ie/en/releasesandpublications/fb/fb-sli/stayinglocalindicatorweekending12march2021/ 中央統計局「Transport Bulletin」 https://www.cso.ie/en/statistics/transport/transportbulletin/ 中央統計局「Transport Bulletin 01 march 2020 to 28 November 2020」 https://www.cso.ie/en/releasesandpublications/br/b-tb/transportbulletin01march2020to28november2020/ Dublin City Covid Mobility Program https://www.dublincity.ie/residential/transportation/covid-mobility-measures/overview-covid-mobility-programme アイルランド警察交通統計(2020) https://www.garda.ie/en/roads-policing/statistics/previous-years-roads-policing-statistics/overview-2020.html アイルランド警察交通統計(2019) https://www.garda.ie/en/roads-policing/statistics/previous-years-roads-policing-statistics/overview-2019.html</p>

別表2 ダブリン規制概要 規制のうち主にモビリティに関わる主要なものを抜粋

規制内容	規制の概要			
	2020年3月12日～	2020年3月24日～	2020年3月28日～	2020年4月8日～
国境を超える移動・旅行	外国からの入国者は症状がある場合は自己隔離を推奨	国内外への必要不可欠でない旅行は禁止。	沿岸の島嶼地域への往來は島嶼住民に限定される。	同左
外出制限	なし	生活必需品の購入、診察、歯科治療、介護、体を動かす目的に限り外出可能。	エッセンシャルワーカーを除き自宅から半径2km以上の外出を禁止。公共交通機関の利用はエッセンシャルワーカーに限られる。 70歳以上には「繭で包む」措置を実施。同居人以外の他者との接触や外出を原則禁止する。	同左
集会・イベント	室内：100名以上が集まるイベントの中止を勧告 屋外：500名以上が集まるイベントの中止を勧告	同居家族を除き4人以上の社交イベントや集会は中止。 必要不可欠でない他人の家への訪問を避ける。	人数のいかんにかかわらず同一世帯以外の集まりは禁止。	同左
企業活動・職場	出勤は継続されるが、在宅勤務が可能な場合は在学勤務を推奨。出勤の場合は休憩時間をずらし、会議は対面を避ける。	原則在宅勤務を行い、他に選択肢がない場合に限り出勤。	同左	同左
娯楽施設	なし	閉鎖	同左	同左
飲食店	営業は可能だがソーシャルディスタンスを可能な限り実施する。	テイクアウト及びデリバリーのみ	同左	同左
商業施設	引き続き営業。	必要不可欠な小売業を除き閉鎖。必要不可欠な小売業：食料、飲料及び新聞の非専門店及び専門店における小売及び卸売業者、家庭用品の小売業者、薬局、医薬品業務又は調剤業務、眼鏡店、検眼所、医療及び整形外科用品の小売業者、ガソリンスタンド、自動車の修理を行う小売業者及び関連施設（例：タイヤ販売及び修理）、ペット用品店、クリーニング、銀行、郵便局、ホームセンターや建築建設資材を扱う商社及び店舗、オフィス用品及びサービスの小売業者、電気・IT及び電話関連の販売、修理及びメンテナンスを行う小売業者	閉鎖される業種の拡大（オープンできる業種リストの公表）	同左
スポーツ関係	なし	中止	同左	同左
文化関係	宗教施設を除き閉鎖。	宗教施設は訪問者の人数を制限。	コミュニティセンターの閉鎖。	同左
病院・介護施設等	（不明）	（不明）	見舞い等は全て中止。70歳以上及びCOVID-19に対し脆弱な人間は「繭で包む」措置を実施。	同左
教育施設・保育施設等	3月13日より学校、大学、保育施設を閉鎖。	同左	同左	同左
罰則措置	なし	なし	なし	外出禁止等措置に従わない場合は上限2500€の罰金または禁錮ヶ月
根拠法令	Health (Preservation and Protection and other Emergency Measures in the Public Interest) Act 2020 (3月20日立法)	アイルランド議会 HP https://www.irishstatutebook.ie/eli/ResultsTitle.html?q=covid&years=2020-2021 参照	同左を改正、その他関連法案は https://www.irishstatutebook.ie/eli/ResultsTitle.html?q=covid&years=2020-2021 参照	罰則措置：the 1947 Health Act 'Penal Provision'
出典	https://merrionstreet.ie/en/news-room/news/statement_by_an_taoiseach_leo_varadkar_on_measures_to_tackle_covid-19_washington_12_march_2020.html	https://www.gov.ie/en/publication/a7e66d-latest-guidance-on-public-health-measures/	https://merrionstreet.ie/en/news-room/news/speech_of_taoiseach_leo_varadkar_27_march_2020.html https://www.gov.ie/en/publication/dfeb8f-list-of-essential-service-providersunder-new-public-health-guidelin/	https://www.gov.ie/en/speech/a7249f-speech-by-the-taoiseach-with-update-on-latest-covid-19-public-health/ https://www.gov.ie/en/publication/3c085-joint-statement-from-department-of-health-and-department-of-justice-on-new-enforcement-measures/

規制内容	規制の概要			
	2020年4月28日～	2020年5月5日～ (再開のためのロードマップ発表)	2020年5月18日～ (再開のためのロードマップ開始)	2020年6月8日～ (再開のためのロードマップ:フェーズ2)
国境を超える移動・旅行	外国からの入国者への14日間の自己隔離の義務化	同左	同左	必要不可欠でない国外旅行を避ける 14日間の隔離義務は継続
外出制限	同左	半径2kmの制限を6kmに緩和。 70歳以上の「薊で包む」措置は継続を推奨するが、他者と接触しないことを条件に半径5kmであれば外出できる。	同左	可能な限り地元から出ず(Stay Local)、移動は居住する県内又は自宅から20km以内。できる限り徒歩や自転車での移動を推奨。
集会・イベント	同左	葬儀については最大10名、ソーシャルディスタンスが確保可能な場合に許可する。	同左	可能な限り屋外で集会(上限6名)。 屋内での集会は自宅への訪問又は相手宅への6名以下1時間以内の訪問。
企業活動・職場	同左	同左	建設・測量等の屋外での労働の再開	在宅勤務を継続するが、他者とソーシャルディスタンスが取れる場合は段階的に職場復帰を可とする。
娯楽施設	同左	同左	同左	公衆衛生措置を実施の上再開
飲食店	同左	同左	同左	同左
商業施設	同左	同左	ガーデンセンター、ハードウェア販売店、修理店の再開。	身体接触を伴う業種を除き再開(ショッピングセンターは6月15日より営業再開)。
スポーツ関係	同左	同左	少数での屋外の運動の許可。	屋外で身体接触の伴わない15人以下のスポーツは実施可能。ただし試合は不可。
文化関係	同左	同左	同左	図書館は再開
病院・介護施設等	同左	同左	同左	同左
教育施設・保育施設等	同左	なし	(戦略に記載なし)	学校教育の再開準備のため、校舎・施設を段階的に再開。公園の遊び場、屋外キャンプを再開。
罰則措置	4月28日から5月4日にかけて主要道路に固定検問所、市内道路に移動式検問所を配置することに加え、パトロールを強化し違反者の取り締まりを強化。	4月8日の罰則措置と同様	同左	同左
根拠法令	アイルランド議会 HP https://www.irishstatutebook.ie/eli/ResultsTitle.html?q=covid&years=2020-2021 参照	同左	同左	同左
出典	https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100049697.pdf	https://www.gov.ie/en/publication/379bb6-daily-briefing-on-the-governments-response-to-covid-19-tuesday-5th-/	再開のためのロードマップ「Roadmap for reopening society and business」 https://www.gov.ie/en/news/58bc8b-taoiseach-announces-roadmap-for-reopening-society-and-business-and-u/?referrer=/roadmap/	https://merrionstreet.ie/en/news-room/news/taoiseach_confirms_ireland_ready_to_move_to_phase_2.html

規制内容	規制の概要			
	2020年6月29日～ (再開のためのロードマップ:フェーズ3)	2020年7月15日～ (ロードマップフェーズ4導入の延期、制限強化)	2020年8月18日～ (制限強化)	2020年9月19日～ (パンデミック対応計画:レベル3へ制限強化)
国境を超える移動・旅行	国外への渡航制限は継続。 国内移動の制限は解除されるが不要不急の旅行は引き続き回避を推奨。	同左	同左	ホテル宿泊施設等は在住者のみ宿泊可。
外出制限	公共交通機関はソーシャルディスタンス維持のため定員制限を行い、7月13日からマスク着用を義務とする。	同左	可能な限り公共交通機関の利用を避け、自家用車や自転車を利用する。	ダブリン県内在住者は原則として県内に留まることを勧告。県外の在住者は原則ダブリンを訪れないことを勧告。
集会・イベント	屋外:200人以下のイベントを許可 屋内:50人以下のイベントを許可	他人の家への訪問は最大10名4家族以下。 集会・イベントの人数制限は同左	屋外:15人以下に制限強化 屋内:6名3家族以下に制限強化 他人の家への訪問は最大6名3家族以下。	屋外:同左 屋内:不可(ただし結婚式及び葬儀は25人まで可) 他人の家への訪問は最大6名1家族以下。
企業活動・職場	引き続き在宅勤務を推奨。	同左	雇用者は職場で接触する従業員の数を減らす措置をとる。	原則在宅勤務
娯楽施設	同左	同左	同左	同左
飲食店	食事を提供するカフェ・レストラン・パブ・ホテルのバーは公衆衛生ガイドラインに従うことを条件に再開(ドリンクのみの店舗は不可)	同左	午後11:30に閉店。店内でのマスク着用義務。1テーブル最大6名、3家族まで。	屋内での飲食不可、テイクアウト&デリバリーのみ。屋外は15人まで飲食可。
商業施設	マッサージ、針、リフレクソロジー関連、美容院、理髪店、ネイルサロン、タトゥーショップ、教習所等人と接触がある業種を含め再開。	同左 マスク着用義務の導入	同左	同左
スポーツ関係	ジム、ヨガスタジオ、スポーツクラブやプールを含めて再開。プロアマを問わずスポーツ大会も徐々に再開。	(不明)	スポーツ大会は観客無しであれば上記人数制限を遵守の上開催可能。	屋外は接触を伴わないスポーツは15人以下まで可能。屋内は個人のトレーニングのみ。スポーツ教室は閉鎖。プロスポーツは個別判断。
文化関係	美術館、ギャラリー、劇場、コンサートホール、映画館等再開(ナイトクラブ及びクラブを除く)	同左	同左	閉鎖(図書館はピックアップのみ可)
病院・介護施設等	同左	同左	同左	重篤な状態を除き面会を禁止
教育施設・保育施設等	生涯教育センターの再開、幼稚園・託児所の再開、サマーキャンプ再開、子供用の室内外の施設の再開	同左	同左	同左
罰則措置	同左	同左	同左	同左
根拠法令	同左	同左	同左	同左
出典	https://assets.gov.ie/77920/d0d6c6c1-865c-424d-af6b-b3c93c18c501.pdf https://assets.gov.ie/87128/0d3f8c17-2c95-40c3-9311-e3fbb2c0fae5.pdf	https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100075378.pdf https://assets.gov.ie/87128/0d3f8c17-2c95-40c3-9311-e3fbb2c0fae5.pdf	https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100085171.pdf	https://merriionstreet.ie/en/news-room/news/speech_by_an_taoiseach_michael_martin_td.html パンデミック対応計画「Resilience and Recovery 2020-2021: Plan for Living with COVID-19」 https://www.gov.ie/en/publication/e5175-resilience-and-recovery-2020-2021-plan-for-living-with-covid-19/

規制内容	規制の概要			
	2020年10月21日～ (パンデミック対応計画レベル5へ制限強化)	2020年10月25日～ (罰則の強化)	2020年11月8日～	2020年12月1日～ (パンデミック対応計画レベル5から3へ緩和)
国境を超える移動・旅行	ホテル等は営業継続可能だが、必要不可欠なサービスを提供する支援のみに限る。	同左	EU域内国境管理方式を適用開始。「緑」に分類された地域からの入国者への行動制限は免除する。「橙」地域からは3日間自己隔離、3日目のPCR検査で陰性であれば行動制限解除。「赤」地域からは14日間の自己隔離。	ホテル等は滞在客へのサービスに限定して営業可。
外出制限	必要不可欠な買い物や通院、ボランティア等を除き原則自宅に留まる。自宅から5km以内のエクササイズは認められる。他人の家を訪問してはならない。公共交通はエッセンシャルワーカーのため乗車率25%で運行される。	同左	同左	原則として居住する県内に留まる。公共交通機関は乗車率50%に緩和。12月18日から他の2家族まで一緒に過ごすことが出来、県外への移動も可。
集会・イベント	原則禁止、結婚式・披露宴(招待客25人まで)、及び葬儀(10人まで)のみ認められる。	同左	同左	屋内:変更なし 屋外:15人以下であれば可
企業活動・職場	必要不可欠なサービス(リストで限定例示)を物理的に立ち会って提供することが必要な場合を除き、在宅勤務。 必要不可欠なサービス(リストから主なものを抜粋):農業、林業、漁業、製造業、機会・設備の供給及び据え付け、電気ガス上下水道廃棄物管理、建設・開発、卸売・小売、運輸、倉庫、通信、宿泊、食事サービス、情報情報、記入、法的活動、学術活動、レンタル・リース、行政、非常事態対応、国防、保健・社会福祉活動、教育、コミュニティサービス、外交・領事活動	同左	同左	出勤が絶対的に不可欠でない限り在宅勤務を継続。
娯楽施設	同左	同左	同左	映画館は再開。
飲食店	テイクアウト及びデリバリーのみ。	同左	同左	12月4日より追加的公衆衛生措置を講じた上で再開可。ただし食事を提供しないパブやバーは引き続きテイクアウト・デリバリーのみ。
商業施設	必要不可欠な小売りは営業を継続	同左	同左	再開。
スポーツ関係	学齢期の子供たちについては、身体接触を伴わない屋外で15人以下のグループは実施可能。それ以外は個人で屋外で実施するスポーツのみ。プロスポーツ、アイルランド式球技、競馬、ドッグレースは無観客での開催は可。	同左	同左	個人トレーニングであれば屋内も可。ジム、プールも個人のトレーニングに限り再開可。
文化関係	同左	同左	同左	博物館、美術館、ギャラリー、図書館は再開。
病院・介護施設等	同左	同左	同左	同左
教育施設・保育施設等	学校、幼児教育、託児サービスは維持されるがその他は閉鎖。	同左	同左	同左
罰則措置	同左	マスク着用義務違反は罰金80ㇲ、集会禁止違反は段階に応じて最大罰金1000ㇲ以下及び又は禁固1ヶ月。(詳細は以下URL)	同左	同左
根拠法令	同左	同左	同左	同左
出典	https://www.gov.ie/en/press-release/66269-ireland-placed-on-level-5-of-the-plan-for-living-with-covid/	https://www.gov.ie/en/publication/3c085-joint-statement-from-department-of-health-and-department-of-justice-on-new-enforcement-measures/	https://www.gov.ie/en/press-release/58f39-statement-on-international-travel/	https://www.gov.ie/en/press-release/5b068-ireland-placed-on-level-3-of-the-plan-for-living-with-covid-with-special-measures-for-a-safe-christmas/

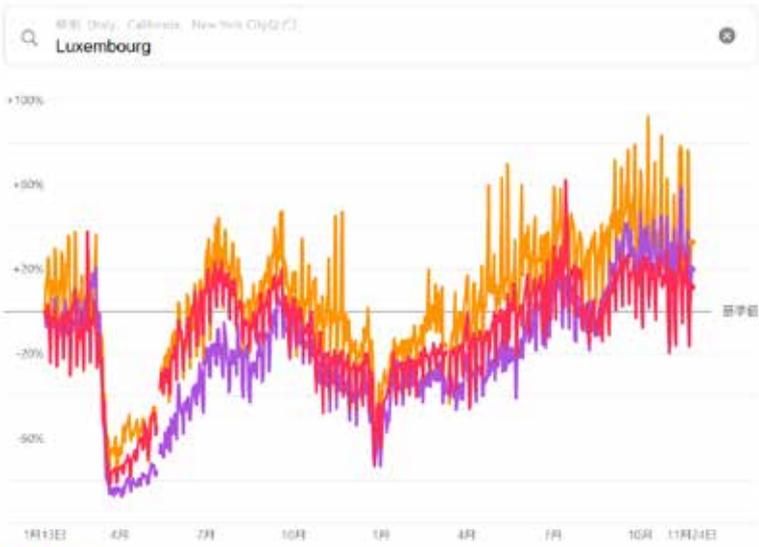
規制内容	規制の概要			
	2020年12月24日～ (パンデミック対応計画レベル5へ制限強化)	2021年1月6日～ (追加制限)	2021年1月26日～ (国外からの入国者に対する隔離の義務化)	2021年3月1日～ (学校の段階的再開の発表)
国境を超える移動・旅行	12月21日から31日まで英国との航空便は運航禁止。12月26日までにチェックインする予約済客以降は観光目的の宿泊提供禁止。	英国からの渡航禁止を1月8日まで継続。1月9日以降はPCR検査の陰性結果提示を義務付け。	全ての国外からの到着者に対し隔離を義務化。(2月4日立法)	同左
外出制限	自宅に留まる。県外への移動は12月26日まで、以降は居住地に戻るのみ許される。12月27日から他の家族の訪問は1家族のみ。1月1日からは他の家族への訪問も禁止。公共交通はエッセンシャルワーカーのため乗車率25%で運行される。	同左		引き続き個人の家への訪問は禁止。制限列举される移動理由以外は移動禁止。運動は自宅から5km以内のみ認められる。
集会・イベント	1月3日から屋内外共に開催不可。(結婚式及び披露宴は例外とし上限6名、同葬儀は上限10名)	同左		同左
企業活動・職場	保険、社会的ケア等の必要不可欠なサービスであり、在宅で行うことのできない仕事でない限り在宅勤務に移行。	1月8日18時以降建設現場も閉鎖。		必要不可欠な建設・工事(限定列举)については再開を許可。
娯楽施設	閉鎖。	同左		
飲食店	12月24日15時以降はテイクアウト・デリバリーのみ。	同左		テイクアウト・デリバリーのみ。食事を提供しない店舗は閉鎖。
商業施設	必要不可欠でない業態を除き閉鎖。美容室、理容店やマッサージ閉鎖。	小売店のネット注文商品の店頭ピックアップ中止。		引き続き必要不可欠でない業態を除き閉鎖。
スポーツ関係	個人トレーニングのみ許可。ジム、プール閉鎖。	同左		同左
文化関係	博物館・美術館、ギャラリー、図書館は閉鎖。12月25日以降の礼拝はオンラインのみ、個人的な祈りのために教会は維持。	同左		
病院・介護施設等	同左	同左		同左
教育施設・保育施設等	小学校は維持。高等教育、成人教育はオンラインへ移行。保育・託児サービスは閉鎖	学校は2月1日まで閉鎖(高校卒業試験を受験する生徒は例外有)。保育・託児サービスの閉鎖継続。		・3月1日～:特別学校の再開、初等教育の年少～2年生の学校再開、中等教育最終学年及び高校卒業試験学年の学校再開 ・3月15日～:初等教育の3～6年生及び中等教育5年生の学校再開 ・3月29日～:保育・託児サービスの再開 ・4月12日～:中等教育1～4年生の学校復帰 高等教育はオンラインを継続
罰則措置	同左	同左	・国際渡航に関するルール違反に対する罰則を罰金 ¥2500 及び/又は禁固6ヶ月に強化。 ・パンデミック対応計画レベル5のルールに違反する国際渡航者に対する警察の検査と法執行を強化。	同左
根拠法令	同左	同左	同左	同左
出典	https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100129875.pdf	https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100134482.pdf	https://www.gov.ie/en/press-release/a384f-minister-donnely-signs-measures-to-enforce-temporary-travel-restrictions/	https://merrionstreet.ie/en/news-room/speeches/speech_by_an_taoiseach_michel_martin_-_covid-19_resilience_recovery_2021_the_path_ahead.html

規制内容	規制の概要			
	2021年4月12日～ (制限緩和)	2021年5月4日～ (制限緩和第2弾)	2021年6月2日～ (さらなる緩和)	2021年7月5日～
国境を超える移動・旅行	同左	6月2日～宿泊サービス再開。	宿泊サービスの再開(屋内レストランは宿泊客への提供に限る)。	7月18日までは必要不可欠でない国際渡航を避ける勧告を継続(罰則も維持)。19日以降はEU デジタル COVID 証明書の運用を前提としてEU 及び EEA 域内の渡航について再開。
外出制限	居住する県内又は自宅から20km以内の移動は可。	5月10日～県境を超える移動の再開。公共交通機関の定員は50%に緩和。	(記載なし)	(記載なし)
集会・イベント	感染予防策を講じた上で2家族が屋外で面会可。葬儀の参加者を25人まで緩和(前後の集会は不可)。	屋外:最大15人 屋内:最大3家族6人。ワクチン接種完了者であれば計3世帯まで。 結婚式は最大50人、披露宴は屋内6人、屋外15人。葬儀は最大50人。	屋外:最大100人、5千人以上の収容が可能な屋外会場は最大200人。 屋内:実証実験を実施し今後検討。 6月7日～結婚式又は披露宴の最大人数を25人に緩和。	屋外:最大200人、5千人以上の収容が可能な屋外会場は最大500人。 屋内:ワクチン2回接種済又は6ヶ月以内の回復者は人数制限に含まれない。 結婚式及び披露宴の最大人数を50人に緩和。葬儀は50人を維持。
企業活動・職場	住宅建設は再開。そのほか必要不可欠な建設・工事に早期教育、託児サービスの施設を追加。	建設工事の全面再開。	(記載なし)	在宅勤務の継続を推奨。
娯楽施設	遊園地を除く屋外アトラクション再開。屋内部分は閉鎖。	同左	6月7日～屋外遊園地、テーマパークの再開	同左
飲食店	引き続き閉鎖。	引き続き閉鎖。	6月7日～レストラン・バーの屋外営業再開	同左
商業施設	引き続き閉鎖。	ネット注文・店頭ピックアップの再開。屋外小売店再開。美容院は予約客に対してのみ再開。 5月17日～全面再開。	同左	同左
スポーツ関係	4月19日～一部エリートスポーツの活動再開。4月26日～屋外スポーツ施設再開(2家族間に限る)。	同左	6月7日～屋外のスポーツ試合、ジム、プールの個人利用再開。	同左
文化関係	引き続き閉鎖。	美術館、博物館の再開。図書館は貸出のみ。礼拝の再開。	6月7日～映画館、劇場の再開。	同左
病院・介護施設等	同左	同左	同左	同左
教育施設・保育施設等	学校の完全再開	同左	同左	同左
罰則措置	同左	同左	同左	同左
根拠法令	同左	同左	同左	同左
出典	https://merrionstreet.ie/en/news-room/speeches/speech_by_the_taoiseach_michael_martin.html	https://merrionstreet.ie/en/news-room/news/speech_by_an_taoiseach_-_recovery_and_resilience_the_path_ahead.16920.7.shortcut.html	https://www.gov.ie/en/speech/f2b3c-speech-by-taoiseach-michael-martin-from-government-buildings-friday-28-may-2021/	https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100207214.pdf

規制内容	規制の概要	
	2021年7月26日～ (屋内飲食店の再開)	2021年10月22日～
国境を超える移動・旅行	同左	同左
外出制限	(記載なし)	(記載なし)
集会・イベント	(記載なし)	結婚式及び披露宴の人数制限を撤廃する(公衆衛生措置は維持)。
企業活動・職場	(記載なし)	出勤を徐々に再開する。
娯楽施設	引き続き閉鎖。	ナイトタイムエコノミー関連産業の再開(EU デジタル COVID パス、連絡先の追跡を含む公衆衛生措置を条件とする。)
飲食店	屋内での飲食を再開。ただしワクチン2回接種済者又は回復者に限る(未接種者は屋外のみ)。飲食客は追跡用連絡先を提供する義務がある。	1テーブル最大10名(子供がいる場合は15名)
商業施設	同左	同左
スポーツ関係	同左	スポーツイベントの有観客再開(座席に着席、自席でのみ立って良い)
文化関係	同左	屋内ライブ、演劇を再開(座席に着席、自席でのみ立って良い)
病院・介護施設等	同左	同左
教育施設・保育施設等	同左	同左
罰則措置	同左	同左
根拠法令	同左	同左
出典	https://www.thesun.ie/news/7344765/indoor-dining-reopening-ireland-pubs-restaurants-rules/ https://www.rte.ie/news/coronavirus/2021/0711/1234441-hospitality/	https://www.gov.ie/en/press-release/58d28-statement-on-covid-19-public-health-measures-19-october-2021/

(3) ルクセンブルク (ルクセンブルク)

ルクセンブルクでは国による法規制に基づき行動制限が行われた。2020年3月12日に学校が閉鎖され、3月16日から外出制限(生活必需品の買い物など必要不可欠な外出を除き自宅待機)を含むロックダウンが行われた。4月20日に出口戦略が開始されると共に制限は段階的に緩和され、5月11日に外出制限も終了した。7月17日から再び接触制限が強化され、10月30日から夜間の外出制限が導入された。11月26日からは店舗も閉鎖され、外出は許可されているものの、実質的なロックダウンとなった。6月13日に夜間外出制限及び店舗の閉鎖は終了した。

項目	調査結果
規制の概要	「別表3 ルクセンブルク規制概要」参照
市民の行動変容	<p data-bbox="279 705 359 734">【人出】</p> <p data-bbox="279 739 1422 842">公的機関による統計は確認できないものの、Apple社が提供するAppleマップでの経路検索結果の変化は図表4-20のとおり。当初外出制限期間中はすべてのモビリティ形態において検索は減少している。</p> <div data-bbox="454 880 1246 1619"> <p data-bbox="454 880 1246 913">図表 4-20 Apple マップでの経路検索結果 (ルクセンブルク)</p> <p data-bbox="466 925 568 954">移動傾向</p> <p data-bbox="466 956 759 978">2020年1月13日以降の経路検索の変化</p>  <p data-bbox="660 1626 1050 1655">【出典】 Apple 社移動傾向レポート</p> </div> <p data-bbox="279 1691 384 1720">【交通量】</p> <p data-bbox="279 1727 328 1756">N/A</p>
交通事故状況の変化 (ルクセンブルク全土)	<p data-bbox="279 1762 384 1792">【死者数】</p> <p data-bbox="279 1798 671 1827">22人(2019年) 26人(2020年)</p>

項目 調査結果

(状態別)

	2019年(人)	2020年(人)
自動車乗車中	16	12
二輪車乗車中	4	7
自転車乗車中	0	3
歩行中	2	4
その他	0	0
不明	0	0
計	22	26

【出典】ルクセンブルク統計局

(月別事故数)

Road injury accidents per month in 2020

Month	January	February	March	April	Mai	June	July	August	September	October	November	December	Total
Number of injury accidents	85	61	36	39	56	92	85	65	70	64	67	51	771
Fatal road accidents	3	1	-	3	1	2	4	2	3	3	1	1	24
Accidents with serious injuries	17	15	9	11	12	29	30	14	23	11	16	8	195
Accidents with slight injuries	65	45	27	25	43	61	51	49	44	50	50	42	552

【出典】ルクセンブルク統計局

【重傷者数】

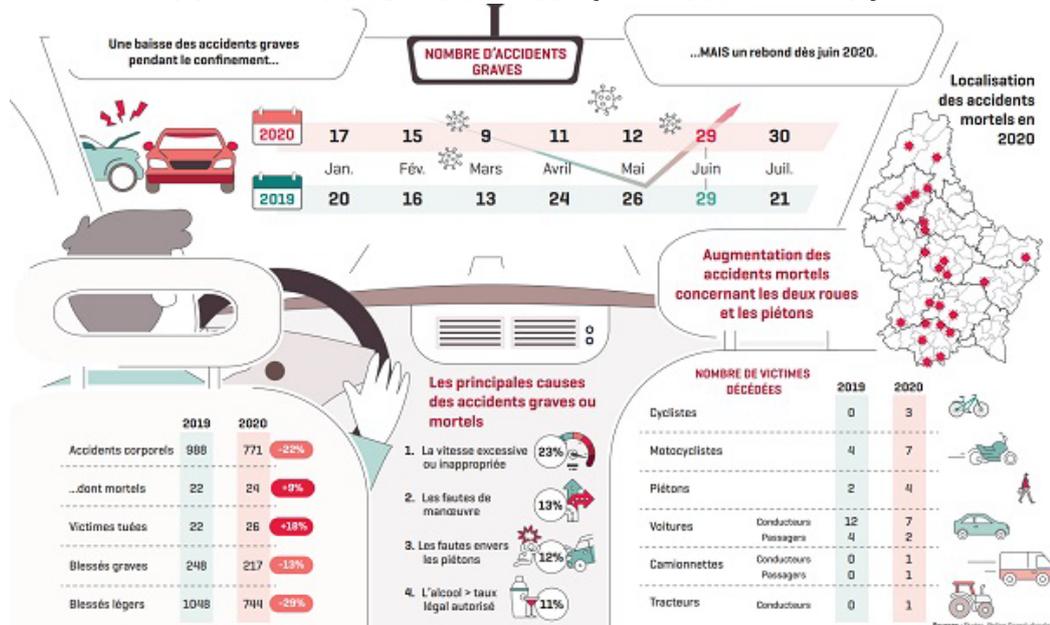
24時間以内の入院を伴う場合
248人(2019年) 217人(2020年)

【死傷者数】

1,318人(2019年) 988人(2020年)

【交通違反】

図表 4-21 交通事故状況の比較 (2019年及び2020年)



【出典】Cronicle.lu 「Luxembourg Records More Road Deaths, Fewer Accidents in 2020」

項目	調査結果																																																			
	<p>(図表 4-21 の解説) 「重大事故の数はロックダウン期間中は減少したが 2020 年 6 月から再上昇」</p> <table border="1" data-bbox="343 302 678 571"> <caption>(表左下)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2019</th> <th>2020</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身事故数</td> <td>988</td> <td>771</td> </tr> <tr> <td>うち死亡事故数</td> <td>22</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>死亡者数</td> <td>22</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>248</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>1048</td> <td>744</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="710 302 965 593"> <caption>(中央下)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">主な死亡又は重大事故の原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. スピード違反 (23%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 操作ミス (13%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 歩行者側の要因 (12%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 許可量以上のアルコール (11%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="997 302 1364 683"> <caption>(表右下) 交通手段別死亡者数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2019</th> <th>2020</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>二輪車</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>歩行者</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>自動車 (上段: 運転者、下段: 乗員)</td> <td>12 4</td> <td>7 2</td> </tr> <tr> <td>トラック (上段: 運転者、下段: 乗員)</td> <td>0 0</td> <td>1 1</td> </tr> <tr> <td>トラクター (運転者)</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>				2019	2020	人身事故数	988	771	うち死亡事故数	22	24	死亡者数	22	28	重傷者数	248	217	軽傷者数	1048	744	主な死亡又は重大事故の原因		1. スピード違反 (23%)		2. 操作ミス (13%)		3. 歩行者側の要因 (12%)		4. 許可量以上のアルコール (11%)			2019	2020	自転車	0	3	二輪車	4	7	歩行者	2	4	自動車 (上段: 運転者、下段: 乗員)	12 4	7 2	トラック (上段: 運転者、下段: 乗員)	0 0	1 1	トラクター (運転者)	0	1
	2019	2020																																																		
人身事故数	988	771																																																		
うち死亡事故数	22	24																																																		
死亡者数	22	28																																																		
重傷者数	248	217																																																		
軽傷者数	1048	744																																																		
主な死亡又は重大事故の原因																																																				
1. スピード違反 (23%)																																																				
2. 操作ミス (13%)																																																				
3. 歩行者側の要因 (12%)																																																				
4. 許可量以上のアルコール (11%)																																																				
	2019	2020																																																		
自転車	0	3																																																		
二輪車	4	7																																																		
歩行者	2	4																																																		
自動車 (上段: 運転者、下段: 乗員)	12 4	7 2																																																		
トラック (上段: 運転者、下段: 乗員)	0 0	1 1																																																		
トラクター (運転者)	0	1																																																		
交通当局の評価	<p>Mobilitéitszentral (モビリティ・公共事業・公共交通省が運営する公共交通機関のプラットフォーム) では、公式公共交通機関検索アプリ「mobilitéit.lu」のデータによると、3月16日から4月12日の間のアクセス数はロックダウン前の4週間に比べて79%減少し、ルート検索回数も2月17日から3月15日までの間に行われた検索回数比で68%減少したことから、人々は政府による外出制限を真剣に受け止めたと評価している。</p>																																																			
出典	<p>Apple 社移動傾向レポート https://covid19.apple.com/mobility ルクセンブルク統計局事故統計 https://statistiques.public.lu/stat/ReportFolders/ReportFolder.aspx?IF_Language=fra&MainTheme=3&FldrName=4 App statistics show people travel less during the COVID-19 pandemic (Mobilitéitszentral) https://www.mobilitéit.lu/en/statistics-covid-19/ Cronicle.lu「Luxembourg Records More Road Deaths, Fewer Accidents in 2020」 https://chronicle.lu/category/surveys-reports/36558-luxembourg-records-more-road-deaths-fewer-accidents-in-2020</p>																																																			